

特定相談支援事業・障害児相談支援事業の申請手続き等について

I 市が指定する相談支援事業の種類と内容

種 類	内 容
特定相談支援 (障害者総合支援法)	障害者(児)からの相談に応じ必要な便宜を供与するほか、障害者等が障害福祉サービスを利用する前に、サービス利用等計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
障害児相談支援 (児童福祉法)	障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後デイサービスなど)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

II 指定相談支援事業者に関する法令

1 指定(障害者総合支援法第51条の20、児童福祉法第24条の28)

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」)となるためには、厚生労働省令で定める一定の要件を満たしたうえで、事業所の所在地を管轄する市長の指定を受けることが必要です。指定は事業所ごとに行います。

なお、次のような場合は、指定ができません。

(障害者総合支援法第36条第3項、児童福祉法第21条の5の15第2項)

- ・申請者が法人でないとき。
- ・事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- ・申請者が、厚生労働省令に定める相談支援事業の運営基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。等

2 事業者の責務(障害者総合支援法第51条の22、児童福祉法第24条の30)

指定相談支援事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように努めなければなりません。

- ・市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションを実施する機関、教育機関等との緊密な連携を図りつつ、相談支援を障害者等の意向、適正、障害の特性等に応じ、効果的に行なうよう努めなければならない。
- ・相談支援の質の評価を行うことにより、質の向上に努めなければならない。
- ・障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

3 事業の基準(障害者総合支援法第51条の24、児童福祉法第24条の31)

- ・指定相談支援事業者は、事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、指定相談支援事業

に従事する従業者を有しなければなりません。

- ・指定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定相談支援事業の運営に関する基準に従い、指定相談支援を提供しなければなりません。
- ・指定相談支援事業者は、事業の廃止・休止の届出をしたときは、その後も引き続き相談支援の提供を希望する者に対し、必要な相談支援が継続的に提供されるよう便宜の提供をしなければなりません。

4 変更の届出等（障害者総合支援法第51条の25、児童福祉法第24条の32）

- ・事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合、休止中の事業を再開した場合は、10日以内に、その旨を市長に届け出ることが必要です。
- ・指定相談支援事業を廃止、休止するときは、その1月前までに、その旨を市長に届け出ることが必要です。

5 指定の更新（障害者総合支援法第51条の21、児童福祉法第24条の29）

指定相談支援事業者の指定は、6年ごとに更新を申請し、更新の指定を受けなければ効力を失います。

6 報告等（障害者総合支援法第51条の27、児童福祉法第24条の34）

市長は、必要があると認めるときは、指定相談支援事業者や従業者等に対して報告を求めたり、帳簿書類等の提出、検査等を行うことができます。

7 勧告、命令等（障害者総合支援法第51条の28、児童福祉法第24条の35）

市長は、事業者に対し、従業者の知識若しくは技能又は人員について厚生労働省令で定める基準に適合していないとき、又は事業の運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときには、勧告し、従わない場合には、公表、命令を行うことができます。

8 指定の取消し（障害者総合支援法第51条の29、児童福祉法第24条の36）

市長は、指定相談支援事業者が以下の事由に該当する場合は、指定の取り消しを行うことができます。

- ・従業者の知識若しくは技能又は人員について厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- ・厚生労働省令に定める指定相談支援事業の運営基準に従って適正な指定相談支援事業の運営ができなくなったとき。
- ・相談支援給付費等の請求に関し不正があったとき。
- ・市長の求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ・市長の求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、もしくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき。
- ・不正な手段により指定相談支援事業者の指定を受けたとき。

9 公示（障害者総合支援法第51条の30、児童福祉法第24条の37）

次の場合に、指定相談支援事業者に関する事項を公示します。

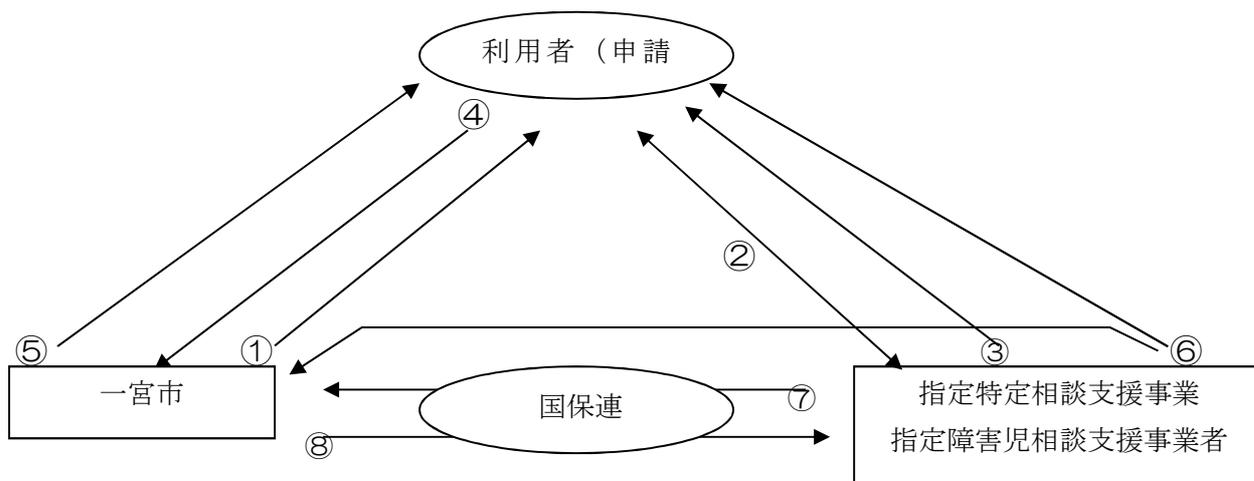
- ・指定相談支援事業者を指定したとき。
- ・指定相談支援事業の廃止の届出を受けたとき。

- ・指定相談支援事業の指定を取り消したとき。

10 業務管理体制の整備等（障害者総合支援法第51条の31、児童福祉法第24条の38）

- ・指定相談支援事業者は、厚生労働省令に定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければなりません。
- ・指定相談支援事業者は、業務管理体制の整備に関する事項を届けなければなりません。

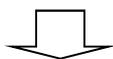
Ⅲ 計画相談支援（障害児相談支援）の流れ



【サービス利用支援】

① 障害福祉サービス・地域相談支援の申請者にサービス等利用計画案の提出を依頼
 ※ 当面は、市の判断で、必要に応じて利用者に対し依頼します。

○サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書



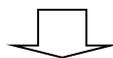
② 計画相談支援の提供について、利用契約

○利用契約書
 ○重要事項説明書



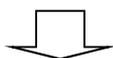
③ アセスメント（居宅訪問・面接等）サービス等利用計画案の提示・交付

○サービス等利用計画案



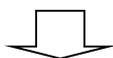
④ サービス等利用計画案等の提出
計画相談支援・障害児相談支援給付費申請
契約した指定相談支援事業者の届出

- サービス等利用計画案
- 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付申請書
- 計画相談支援給付費・障害児相談支援依頼（変更）届出書



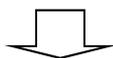
⑤ 障害福祉サービス・地域相談支援給付決定
計画相談支援・障害児相談支援給付費支給
受給者証に必要事項記載・交付

- 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書



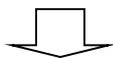
⑥ サービス等利用計画の提示・交付

- サービス等利用計画



⑦ 計画相談支援・障害児相談支援給付費請求

- 計画相談支援給付費請求書



⑧ 計画相談支援・障害児相談支援給付費支払

【継続サービス利用支援】

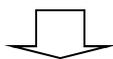
⑥ 市が対象者ごとに定めるモニタリング期間に
基づき、モニタリングを実施
（毎月・3ヶ月ごと・6ヶ月ごと・1年ごと等）

- サービス等利用計画（見直す場合）



⑦ 計画相談支援・障害児相談支援給付費請求

- 計画相談支援給付費請求書



⑧ 計画相談支援・障害児相談支援給付費支払

IV 指定基準

1 人員基準

(1) 管理者

事業所ごとに、専従の管理者を配置してください。ただし、事業の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

(2) 従業者

事業所ごとに、専従の相談支援専門員を1名以上配置してください。ただし、事業に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

※ 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱いについて、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如することになるので、認められない。

また、指定申請に当たり相談支援専門員の有資格者がいないことの経過措置はありません。

2 設備基準

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないとされており、具体的には以下の点について留意すること。

(1) 事務室

事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましい。間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

なお、区分が特定されていなくても支障がないときは、相談支援を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

(2) 受付等のスペースの確保

利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。

(3) 設備及び備品等

相談支援に必要な設備・備品を確保する必要があるが、他事業所・施設と同一敷地内にある場合であって運営に支障が無い場合は、当該他事業所・施設の設備・備品を使用することができるものとする。

また、設備・備品は事業者が所有している必要ななく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

3 相談支援専門員について

(1) 基本的要件

相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、「相談支援従事者研修の受講」と「実務経験」が要件となります。

(2) 相談支援従事者研修の受講

実務経験を有するものは、都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修：5日程度）

を受講し、相談支援専門員になることができます。

また、過去に国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修を受講したことがある場合は、相談支援従事者研修（1日課程）を受講することで、相談支援専門員になることができます。

なお、現任研修を5年に1回以上受講する必要があります。

（3）実務経験

従事した業務に応じて、3年、5年、10年以上の要件があります（次項参照）。

V 相談支援専門員の要件となる実務経験

「厚生労働大臣が定める実務経験」のうち

- ① 第1の期間が通算して3年以上である者
- ② 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
- ③ 第4の期間が通算して10年以上である者
- ④ 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者

※1年の実務経験とは、1年のうち業務に従事した期間が通算して180日以上であること

「厚生労働大臣が定める実務経験」

第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者

第2 イからロに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者

ハ 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所その他これらに準ずる施設の従業者

ニ 保険医療機関の従業者（社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者）

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等（※）が、介護等の業務（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務）に従事した期間

- イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者
- ロ 障害者福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者
- ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これに準ずる施設の従業者

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第5 次に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これに準ずる施設の従業者

第6 盲学校、聾学校及び養護学校その他これに準ずる機関において、就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練師、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

VI 指定申請手続きについて

申請書類等については、別紙「事業者指定の申請に係る書類一覧」をチェックしながら確認してください。事業者の指定は、事業所ごとに行います。同一法人が、複数の所在地の異なる事業所で相談支援事業を行う場合には、各事業所ごとに申請書類が必要です。特定相談支援と障害児相談支援を同時に申請する場合、書類は1セットで構いません。

また、障害児相談支援の指定については、障害児に対する支援を一体的に判断することが望ましいことから、あわせて特定相談支援の指定を受けることとします。つまり、相談支援の指定の組み合わせについては、特定相談支援のみか、特定相談支援と障害児相談支援を合わせたの指定になります。（障害児相談支援のみの指定は行いません。）

1 申請書類

- ① 「事業者指定の申請に係る書類一覧」
- ② ①で示す申請書及び添付書類等
- ③ 指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書
- ④ 指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書

2 提出方法

一宮市福祉部障害福祉課（一宮市役所本庁舎2階25番窓口）へ持参いただくか、郵送にてお願いします。

<送付先>

郵便番号 491-8501

一宮市本町2丁目5番6号 一宮市福祉部障害福祉課 宛

なお、封筒に「相談支援指定関係書類」と明記をお願いします。

3 提出期限等

事業開始予定月の前々月の10日までにご提出ください。

申請書類の内容を確認し、修正事項等を後日連絡します。事業開始予定月の前々月の末日までに修正が完了しない場合は、受理できませんので書類をお返しします。事業開始予定月が遅れることとなります。余裕を持ってご提出ください。

指定は審査の上、事業開始予定月の1日付で行います。（例：6月30日までに受理した申請は、8月1日付で指定となります。）

4 お問い合わせ

一宮市福祉部障害福祉課 障害福祉グループ

直通電話 0586-28-9147